

保護者様へ

タブレットの活用について

鳥栖市教育委員会

鳥栖市教育委員会では、子どもたちが長期間の臨時休業などで学校に登校できないとき、先生(学校)と子どもたちを(家庭)とをつなぐ方法として、タブレットを活用したオンライン授業に取り組みます。

タブレットは便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

子どもたちがタブレットを正しく使い、学習を充実させていくためには、保護者様のご協力が必要となります。

つきましては、タブレットを使用させる前に、以下のことについてお子様にご指導いただきますようお願いいたします。

子どもに守ってほしい10のこと (※ 守れない場合、貸し出しを取りやめることがあります。)	子どもとの 約束
1 オンライン授業のときだけ使います。	□
2 先生から指示されたアプリ(ソフト)しか使いません。	□
3 タブレットは丁寧に扱います。 (使うときは、指または専用のペンを使います)	□
4 正しい姿勢で、画面に近づきすぎないようにします。	□
5 湿気の多いところや直接日が当たるところ、暑いところに置きません。	□
6 使わないときは、家の人目の届くところに置きます。 (落ちたり、踏まれたりしそうな場所には置かないようにします。)	□
7 オンライン授業を受ける人以外には使わせません。	□
8 オンライン授業の様子を録音したり、録画したりして、SNS上にあげると犯罪になるので、絶対にしません。	□
9 勝手に設定を変えたり、アプリなどをダウンロードしたりしません。	□
10 故障したり、壊れたりした場合は保護者の方にその様子を連絡帳に書いてもらい、学校に知らせます。	□

子どもと一緒に確認し、約束ができたなら口にチェックを入れてください。

定期的に、このチェック表を見せて意識づけを行ってください。